

那教学那給第42号

平成25年2月5日

登録業者各位

那霸市学校給食センター

所長 石原昇

平成25年9月以降に納品する食材の表示が必要なアレルギー物質について(通知)

みだしのことについて、平成25年9月1日以降に那霸市学校給食センターに納品する食材のアレルギー物質の表示を次のとおりとします。

1 表示が必要なアレルギー物質 表示義務がある7品目に加え、奨励されている18品目までの表示をお願いします。

	アレルギー物質の名称
表示義務 (7品目)	卵・乳・小麦・えび・かに ・そば・落花生
表示を奨励 (18品目)	あわび・いか・いくら・オレンジ・ キウイフルーツ・牛肉・くるみ・ さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・ 豚肉・まつたけ・もも・やまいも・ りんご・ゼラチン

2 表示を行なう期間

平成25年9月1日以降に那霸市学校給食センターへ  
納品する食材